

- 平成20年の制定以来初となる今回（令和7年度）のエコツーリズム推進基本方針の変更を契機とし、改めてエコツーリズムの理念や考え方を広く発信することで、エコツーリズムを我が国における重要な観光の在り方の一つとして強く位置付ける。
- 加えて、地域がエコツーリズムに取り組みやすくするための施策等を推進していくことで、日本全体での保護と利用の好循環の実現、地域活性化、地方への観光需要の分散等を目指していく。

エコツーリズム全体の推進に向けた取組

- **エコツーリズムの理解醸成に向けた情報発信**
例) 地方公共団体に向けた説明会等の実施、各種イベント等の機会の活用
- **民間企業等との連携強化**
例) エコツーリズムに親和性の高い業界、民間企業等の取組との連携
- **他の施策との連携強化**
例) 教育旅行・農泊等、関係省庁の施策との連携

地域におけるエコツーリズムの推進に向けた支援

- **エコツーリズムに取り組みやすくするための方策**
例) エコツーリズム推進マニュアルの改定
- **協議会の負担軽減に向けた手続等の整理**
例) 全体構想認定申請手続の効率化、通知類の整備
- **オーバーツーリズム未然防止のためのエコツーリズム推進法の活用**
例) 特定自然観光資源制度の適正な活用推進
- **自然観光資源等のモニタリングへの支援**
例) ガイドラインの提示、先進事例の収集
- **インバウンド対応の強化**
例) 多言語対応、地域ルールの理解促進への支援
- **持続可能な協議会運営、地域づくりに向けた支援**
例) 地域人材の育成の強化